

令和6年度 介護保険報酬改定説明会

この説明会の資料は、令和6年1月22日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会での資料から抜粋したものであり、政省令の交付により変更する場合があります。

令和6年3月21日

大田区介護保険課

令和6年度介護報酬改定説明会（eラーニングシステム）開催について

平素より大田区介護保険事業に関し、御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、今回の説明会につきましては、昨今のデジタル化の推進や新型コロナウイルス感染症等の感染予防などを鑑み、会場開催ではなく、eラーニングシステムを利用したオンライン開催といたしました。事業者様の中には、不都合である場合もあるかと存じますが、何卒ご容赦いただきたく存じます。なお、報酬改定に関する質問につきましては、別添の「質問票」に御記入の上、給付担当までFAXかメールでお問い合わせください。

また、今回のオンライン開催についてのアンケートを行っております。今後の開催についての参考とさせていただきますので、ご回答いただけると幸いです。

担当

居宅サービス関係

地域密着型介護サービス関係

施設サービス関係

総合事業関係

介護保険課 FAX番号

メールアドレス

介護保険課給付担当

介護保険課指定担当

福祉管理課法人指導担当

高齢福祉課総合事業担当

03-5744-1551

kaigo@city.ota.Tokyo.jp

全サービス共通改定事項

1 人員配置基準における両立支援への配慮

- ア 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として取り扱うことを認める。
- イ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も「1」（常勤）と取り扱うことを認める。

基準・算定要件等

- 運営基準の解釈通知及び報酬算定上の留意事項通知について、「常勤」及び「常勤換算方法」に係る取扱いを以下のように改正する。

	母性健康管理措置による短時間勤務	育児・介護休業法による短時間勤務制度	「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける短時間勤務制度
「常勤」(※)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤扱い	○	○	○ (新設)
「常勤換算」(※)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤換算での 計算上も1 (常勤) と扱うことを認める	○	○	○ (新設)

※人員配置基準上の「常勤」及び「常勤換算方法」の計算においては、常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）勤務している者を「常勤」として取り扱うこととしている。

全サービス共通改定事項

2 管理者の責務及び兼務範囲の明確化等

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

3 「書面掲示」規制の見直し

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は、電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報講評システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。

※ 令和7年4月1日から義務化されます。